



第6章 計画推進のしくみ

第1節 計画の推進体制

本計画を着実に実行するために、市民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じ、互いに連携・協働しながら、各種の取り組みを推進していきます。

1 市

環境基本計画の対象は広範囲に及ぶため、施策の実施に当たっては関係部局を中心に推進していきます。

各部局においては、計画に基づく取り組みを実施するとともに、進行状況の把握、状況に応じた見直しを行いながら取り組みの推進を図ります。また、計画全体の進行状況や目標達成状況の把握、課題の抽出など、総合的な点検・評価を事務局（環境政策課）が行い、点検・評価に基づく課題等への対応、取り組み手法の改善等について、行政経営会議での検討を図りながら計画を推進していきます。

2 市民・事業者

本計画を実行し、環境保全を図るためには、市による施策の確実な実行とともに、市民や事業者の参加と協力が必要です。

市民・事業者には、環境問題や環境保全に関する情報収集、省エネルギー活動、環境保全活動への参加など、環境に配慮した積極的な取り組みが期待されます。

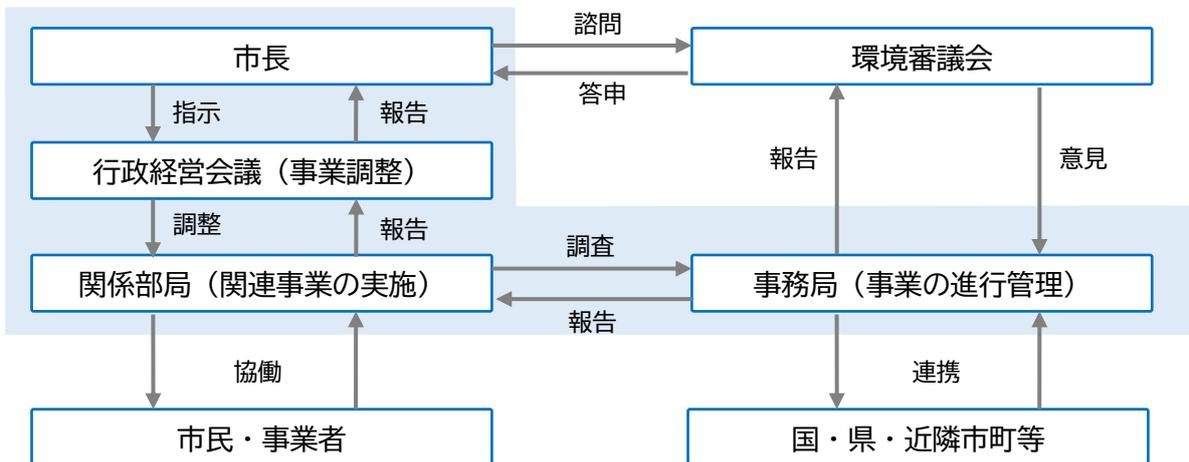
3 環境審議会

環境審議会は、伊豆の国市環境基本条例の規定に基づいて設置され、識見を有する者、公共的団体の代表者、市長が特に必要と認めた者などの委員で組織されます。

本審議会は、市長の諮問に応じて、環境基本計画の策定及び変更に関することについて調査審議を行います。

4 国・県・近隣市町・関係機関などとの連携

環境問題は、市域を超えた広域的な取り組みが必要であるため、国や県、近隣市町、関係機関との連携・協力を図り、計画の推進に取り組めます。



第2節 計画の進行管理

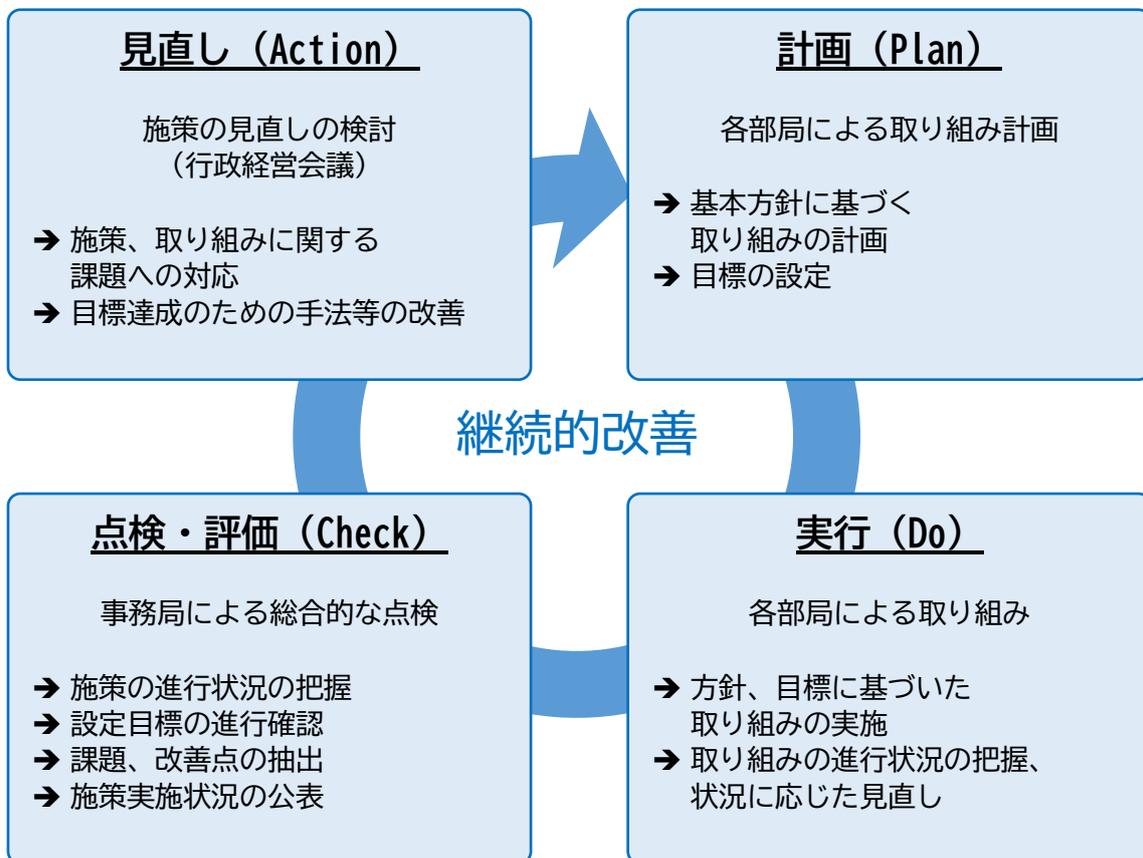
1 PDCA サイクルによる進行管理

計画の進行管理は、環境マネジメントシステムの考え方に基づく「PDCA サイクル」を用いて、継続的に改善・管理を行います。

この方法は、①計画（Plan）、②実行（Do）、③点検・評価（Check）、④見直し（Action）という手順を繰り返し行っていくことにより、その時点における計画の進行状況の把握や課題の抽出などを行うものです。

本計画の進行状況について定期的に点検・評価、見直しを行うことにより、本市の環境施策の継続的な推進を図るものとします。

また、計画の進行状況等について環境審議会への定期的な報告を行うとともに、PDCA サイクルによる評価・見直しにより目標設定等の変更が必要な場合や、計画の改定を行う際には、環境審議会への審議を図ります。



PDCA サイクル